

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金)において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金)
②事務の概要	国が新たに定めた総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)の趣旨を踏まえ、食料品等価格高騰支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付の実施に当たり、公金受取口座情報の取得、加算世帯の支給要件の該当性を判定する事務等を行う。 【対象世帯】 ・全世帯(原則、令和8年1月1日時点において住民登録されている世帯) ・加算世帯(全世帯のうち、令和7年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯) 【事務処理】 ・既に市が口座情報を把握している、又は情報提供ネットワークシステムでの公金受取口座情報の照会により口座情報を新たに把握した世帯に対し、支給案内通知を送付する。 ・口座情報の把握ができていない世帯に対し、確認書を送付する。 【備考】 特定個人情報を用いるのは、以下の事務処理のみ。 ・情報提供ネットワークシステムを用いた公金受取口座情報の取得 ・情報提供ネットワークシステムを用いた税情報の取得(加算世帯の支給要件の該当性を確認するため)
③システムの名称	船橋市食料品等価格高騰支援給付金システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、振込データ作成システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(食料品等価格高騰支援給付金)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和8年/デジタル庁・総務省/告示第1号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和8年/デジタル庁・総務省/告示第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (船橋市が提供する根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目10番18号 電話 047-436-2333
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="radio"/>]適用した	
適用した理由	食料品等の物価高騰対策として給付金を支給することにより、家計負担を軽減することを目的としており、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、規則第9条第2項を適用することとした。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: center;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: center;">[500人未満]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: center;">[発生なし]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は3情報による照会を原則とすることを遵守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・確認書の内容(口座情報等)をシステムに入力する。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	

